

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 規 則

ページ

- 北九州市長の職務代理者の設置に関する規則【総務局人事部人事課】

3

### ◇ 告 示

- 北九州市長の職務の代理について【総務局人事部人事課】

4

## 本号で公布された条例等のあらまし

### ◇北九州市長の職務代理者の設置に関する規則

北九州市長の職務を代理する者の設置について必要な事項を定めることにしました。

この規則は、平成30年7月13日から施行することにしました。

北九州市長の職務代理者の設置に関する規則をここに公布する。

平成30年7月13日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第41号

北九州市長の職務代理者の設置に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第152条の規定に基づく市長の職務を代理する者（以下「職務代理者」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

(職務代理者の設置)

第2条 職務代理者は、市長に事故があるとき、又は市長が欠けたときに設置する。

2 法第152条第1項の規定により職務代理者となる副市長の順序並びに同条第3項の規定により職務代理者となる職員及びその順序は、北九州市長代理順序規則（昭和42年北九州市規則第31号）の定めるところによる。

3 市長は、職務代理者を設置しようとする場合は、あらかじめ告示するものとする。ただし、市長が告示することができない場合は、職務代理者が告示する。

(職務代理期間の公文書等の表記)

第3条 職務代理者を設置する期間（以下「職務代理期間」という。）において、公文書等に表記する職名は、北九州市長職務代理者とする。

2 職務代理期間に公印を使用する場合は、北九州市長職務代理者印又は専用市長職務代理者印とする。

(読替措置)

第4条 前条の規定にかかわらず、職務代理期間における適正な事務の確保に支障があると認められる場合は、公文書等に表記する職名及び使用する公印について、北九州市長は北九州市長職務代理者と読み替え、北九州市長印は北九州市長職務代理者印と、専用市長印は専用市長職務代理者印とみなして措置する。

2 前項の規定による措置を行おうとする場合は、あらかじめ告示しなければならない。ただし、あらかじめ告示するいとまがない場合は、当該措置を行った後、速やかに告示しなければならない。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市告示第 335 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 152 条第 1 項により、国連による SDGs に関する国際会議「ハイレベル政治フォーラム」への参加のため、北九州市長北橋健治がニューヨーク国連本部を訪問する平成 30 年 7 月 15 日から同月 19 日までの間、次の者が市長の職務を代理する。

なお、北九州市長の職務代理者の設置に関する規則（平成 30 年北九州市規則第 41 号）第 4 条第 2 項に基づき、職務代理者を設置する期間において、公文書等に表記する職名及び使用する公印は、北九州市長は北九州市長職務代理者と読み替え、北九州市長印は北九州市長職務代理者印と、専用市長印は専用市長職務代理者印とみなす。

平成 30 年 7 月 13 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市副市長 梅本和秀